

仕様書

- 1 業務名称 史跡新府城跡UAV測量業務委託
- 2 目的 UAV（無人機航空機）を用いたレーザー測量を実施し、高精度な地形データを取得するため
- 3 履行場所 輩崎市中田町中条字城山（新府城跡）
- 4 履行期間 契約締結日～令和8年3月31日
- 5 積算価格
- 6 内容 特記仕様書のとおり
- | 項目 | 規格等 | 数量 | 単位 | 単価（円） | 金額（円） |
|------------------|---------|-------|-----------------|-------|-------|
| 計画準備 | 計画・打合せ等 | 1 | 式 | | |
| 基準点測量 | 4級基準点 | 7 | 点 | | |
| UAVレーザー測量 | | 1 | 式 | | |
| UAVレーザー測量（作業計画） | | 0.015 | km ² | | |
| 機械経費 | | 1 | 式 | | |
| 微地形表現図、水流方向解析図作成 | | 1 | 式 | | |
| 小計 | | | | | |
| 消費税相当額 | | | | | |
| 合計 | | | | | |
- 7 成果品 (1) UAVレーザー測量成果簿
飛行計画図・観測点配置図・精度管理表
(2) 点群データ（LAS形式、分類済み）
(3) 微地形表現図
(4) 水流方向解析図
(5) その他諸資料
- 8 報告・請求 受託者は、完了報告書等を委託者に提出し、検査（検収）を受けた後、委託者に請求書を提出し、契約金額を請求するものとする。
- 9 その他 (1) 受託者は、業務の円滑な履行のため、業務内容の詳細について、事前に委託者と協議すること。
(2) 受託者は、当該業務に係る地域が国の史跡であることを認識し、業務履行方法や成果品の規格について、事前に担当（教育課文化財担当）と協議のうえ実施すること。
(3) 受託者は、文化財保護法、測量法、公共測量作業規定等の関係法令を遵守すると共に、本仕様書に基づいて誠実に業務を履行しなければならない。
(4) 本件に関し、仕様書に定めなき事項について疑義が生じた場合には、担当者と協議のうえ決定すること。
- 10 担当課 輩崎市 教育課 文化財担当（輩崎市教育委員会）
(輩崎市水神1-3-1 直通電話 0551-45-7256)

史跡新府城跡UAV測量業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は韮崎市教育委員会が委託する「史跡新府城跡UAV測量業務委託」に適用する

第2条 目的

本業務は対象地域(新府城跡)においてUAV(無人機航空機)を用いたレーザー測量を実施し、国土交通省にて取得した航空レーザー点群群データを補完し、高精度な地形データを取得することを目的とする。

第3条 法令等の遵守

- (1) 本業務の実施にあたり韮崎市教育委員会(以下「甲」)の指示に基づいて、受託者(以下「乙」)は誠実に実施しなければならない。
- (2) 乙は、文化財保護法、測量法、航空法等の法令を遵守し、関係官公署に対する手続きを漏れなく行うものとする。
- (3) 本業務の実施にあたって、本特記仕様書に明記なき事項については、公共測量作業規定及び山梨県測量作業共通仕様書によるものとする。

第4条 作業計画

- (1) 乙は、本業務の当該作業地域が国史跡であることを認識し、現地作業の実施方法及び工程は事前に甲と十分協議のうえ、承認を受けなければならぬ。
- (2) 乙は、委託業務の作業における進捗状況を、隨時甲に対し報告しなければならない。

第5条 手続き等及び留意事項

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、安全管理を徹底し、作業者の事故や、調査地点の周辺の人や交通機関、建物等に対する損害および事故防止に努めなければならない。
- (2) 本業務履行中に万一第三者に対し、事故等生じた場合には、速やかに甲に対して報告するものとし、乙の責任において解決するものとする。
- (3) 乙は、作業中に知りえた機密事項について、他に漏らしてはならない。また、委託業務において生じる全ての成果品について、甲の許可なく他に公表や貸与又は使用してはならない。

- (4) 乙は、史跡調査及び考古学上必要と思われる事項については、特に留意して成果品の向上に努めるものとする。
- (5) 乙は、本業務の測量業務に携わる業務遂行者として、発掘調査における測量業務に精通し、知識・技術及び経験を有する人員を充てるものとし、その経歴及び実績については書面提出する。

第6条 その他

本特記仕様書に明記なき事項または、疑義が生じた事項については、甲と乙が協議してこれを解決するものとする。

第7条 再委託

乙はUAVレーザーの機器の操作について再委託できるものとし、再委託を行う場合は発注者の承諾を得なければならない。

第2章 作業概要

第8条 業務範囲及び履行期間

- (1) 測量対象区域は史跡新府城跡とし、レーザー測量予定範囲は $15,000\text{m}^2$ とする。実施範囲は別途図面の示す範囲とする。
- (2) UAVレーザー測量による三次元点群データを取得する。
- (3) 精度検証及び地上4級基準点の設置・観測を行う。
- (4) 点群データの解析処理を行い納品成果品の作成を行う。

第9条 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日とする。

第3章 業務内容

第10条 UAVレーザー測量

- (1) 測量機材はUAV搭載型レーザースキャナとし、GNSS RTK/PPK方式を用いた高精度飛行を行い、植生下の地表点取得が可能なマルチリターン方式を使用すること。
- (2) 地表面精度は水平±0.15m以内、標高±0.20m以内、点群密度は400点/ m^3 以上とすること。

第11条 地上基準点の設置

- (1) 既存の基準点を利用または、新規に7点程度の基準点を設置するものとする。
- (2) 座標測定はGNSS測量または、トータルステーションによる測量を行う。

第12条 データ解析 微地形表現図作成及び水流方向解析

- (1) 点群データ取得後、国土交通省にて取得した航空レーザー点群データを補完し、微地形表現図を作成すること。
- (2) 微地形表現図はグラウンドデータまたは、グリッドデータを用いて作成するものとし、特殊な表示装置、立体視技術等を使用せずに地形の起伏、傾斜、凹凸等が肉眼で把握できる画像データとする。
- (3) 数値標高モデルを用いて地表面の流水方向を解析し、流水方向をベクトル矢印で可視化した流向ラスタを作成する。

第4章 納入成果品

第13条 成果品

受注者は以下の成果品を作成する。

- (1) UAVレーザー測量成果簿
飛行計画図・観測点配置図・精度管理表
- (2) 点群データ(LAS形式、分類済み)
- (3) 微地形表現図
- (4) 水流方向解析図
- (5) その他諸資料

